

令和 6 年（2024 年）1 月 16 日
 午後 2 時 ~ 午後 3 時
 於：高層棟 4 階 特別会議室
 都市計画部 資産経営室
 児童部 保育幼稚園室
 福祉部 障がい福祉室

令和 5 年度 第 10 回政策会議 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正

教育・保育及び障がい福祉に係る事業について、多様な事業者の参入促進及び継続的かつ安定して事業実施ができる環境構築を目的とし、普通財産を貸付ける際の無償及び減額対象を拡充するため、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び関連要領を一部改正するものです。

1 概要

本市では、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（以下「当該条例」という。）及び「社会福祉法人等への普通財産の無償貸付け又は減額貸付けに係る取扱要領」（以下「当該要領」という。）で、普通財産の無償又は減額貸付けができる対象者及び対象事業について〈表 1〉のように定めています。

当該条例及び当該要領で対象と規定している事業のうち教育・保育や障がい福祉サービスに対する需要は高く、ニーズも多様化・高度化しています。また、現在では、国の法改正により多様な担い手が、これらの事業を実施することができます。このような状況に対して、市有地を活用する際に対象者を限定せず、多様な事業者の参入促進をすることで、高い専門性やサービス提供に係るシステムやノウハウを有する事業者を見出し、競争性が高まることによりサービスの向上が見込まれます。

また、こうした公益事業について、法人形態を問わず、公平な条件で安定的に実施できる環境を構築するため、普通財産の無償及び減額貸付の対象を拡充するものです。以上のことより、当該条例及び当該要領を改正するものです。

〈表 1：当該条例及び当該要領で規定されている対象者及び対象事業〉

	当該条例	当該要領
対象者	公共団体等（公共団体及び公共的団体）	社会福祉法人等（社会福祉法人及び私立学校法人）
対象事業	公用、公共用、公益事業の用に供するもの	特別養護老人ホームを運営する事業 障害福祉サービス事業 保育所を運営する事業 幼保連携型認定こども園を運営する事業 地域密着型サービス事業

※公共団体等のうち、公共団体には都道府県、市町村、土地区画整理組合、独立行政法人等が、公共的団体には商工会議所、PTA、自治会、社会福祉法人等が含まれます。

2 背景

(1) 教育・保育事業

ア 国の動向

- (ア) 平成12年(2000年)、国による保育所運営主体の制限撤廃
→市町村・社会福祉法人以外による運営が可能となりました。
- (イ) 公正取引委員会は、保育分野における自治体独自の補助制度について、事業者が公平な条件でサービスを提供できるよう、法人形態を問わず公平な制度とすべきとの考え方を示しています。
- (ウ) 令和8年度(2026年度)「こども誰でも通園制度」の創設(予定)
→既存施設を活用した保育サービスの拡充が検討されています。

イ 本市の状況

平成28年(2016年)に「待機児童解消アクションプラン」を策定
→従来の民有地での施設整備に加え、市有地を事業者に貸付けて提供量の拡大を図りました。これ以降、民間主導では用地確保が障壁となり施設整備が叶わなかった地域においても、計画的に施設整備を進めています。

ウ 当該事業における対象拡充の必要性

女性の就業拡大、就業構造の変化等により保育施設等の利用ニーズは依然として高く推移しており、将来的にもこの傾向は継続するものと推測しています。また、早朝から夜間までの長時間保育、支援を要する児童への対応など利用者の状況に応じた様々な希望が寄せられています。

(2) 障がい福祉事業

ア 国の動向

平成12年、国による社会福祉基礎構造改革の実施
→福祉分野への営利法人を含む多様な事業者の参入が促進されたことにより、障がい者の自己決定によるサービスと事業者の選択が可能となりました。

イ 本市の状況

あいほうぷ吹田及び総合福祉会館が主となって医療的ケアを要する重度障がい者に対して生活介護を行っていますが、施設や定員に限界があり、多様な事業者による積極的な受入れが必要です。

また、保護者の高齢化も進んでおり、医療的ケアを要する重度障がい者を対象としたグループホームの整備も課題です。

ウ 当該事業における対象拡充の必要性

医療技術の進歩により、超未熟児や先天的な疾病を有する子供の命を救うことができるケースが増え、人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とする障がい者（児）が年々増加しています。特に、本市のように医療機関が充実する自治体においてその割合が高い傾向にあり、専門性の高い介護が求められます。また、強度行動障がい者への支援強化が全国的な課題となっており、この課題解消に向けても、多様な介護の担い手の参入促進を図る必要があります。

3 当該条例の改正内容

公共団体等によるもの以外の団体（営利法人等）に対しても、普通財産の無償又は減額貸付けができるように改正します。（【資料2】参照）

4 当該要領の改正内容

対象事業のうち、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所を営営する事業、幼保連携型認定こども園を営営する事業に限り、社会福祉法人等に限らず、すべての法人に対して、普通財産の無償又は減額貸付けをすることができるように改正します。また、障害児通所支援事業につきましては、今後さらに、医療的ケアなど特別な支援が必要な障がい児の支援体制を整備する必要があることから、今回の当該要領改正に併せて追加するものです。

なお、特別養護老人ホームについては、運営は国、地方公共団体及び社会福祉法人に限定されていること、また、地域密着型サービスについては、市有地を活用した整備を見込んでいないことから改正の対象外とします。（【資料3】参照）

5 近隣他市の状況

大阪市において、市が出資する株式会社に対して貸付料を全額又は半額免除できる規定があります。

その他、神戸市では、公益上特に必要があるときは、団体を問わず減額又は免除できる規定があります。

6 今後のスケジュール

令和6年 (2024年)	2月定例会	当該条例の一部改正の提案
	3月	当該条例改正に伴い、当該要領の一部を改正
	4月1日	当該条例及び当該要領の施行